

1 上天草市の相談窓口

(1) 上天草市地域包括支援センター

「地域包括支援センター」は高齢者の総合相談窓口です

地域包括支援センターでは、65歳以上の高齢者の皆さんが住みなれた地域で自立した生活を継続していただくことを目的に、介護・医療・保健・福祉など総合的な相談や支援を行っています。

主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが配置され、それぞれの専門分野を活かし、お互いに連携しながら高齢者のみなさんを支えています。

総合相談業務

なんでもご相談ください！

高齢者のみなさんやその家族の方などの介護に関する相談・悩み以外にも、健康や福祉、医療や生活に関することなど、なんでもご相談ください。

介護予防ケアマネジメント

自立した生活ができるよう

支援します！

事業対象者、要支援1・2と認定された方について、サービス・活動事業の利用等について検討し、ケアプランを作成します。

権利擁護事業

みなさんの権利を守ります！

高齢者のみなさんが安心していきいきと暮らすために、みなさんの持つさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や、虐待の早期発見や防止などを行います。

包括的・継続的ケアマネジメント

さまざまな方面から

みなさんを支えます！

みなさんを支える地域のケアマネジャーの支援のほか、高齢者の方にとって暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークづくりを目指します。

主任ケアマネジャー



保健師



社会福祉士



お互いに連携をとりながら「チーム」として活動しています

(2) 各町の相談窓口

名称	事業・業務内容	所在地 電話番号	担当 地区
上天草市地域包括 支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的支援事業 ・介護予防ケアマネジメント ・その他の事業 ・ランチの統合調整や後方支援等 	松島町合津 7915-1 0969-28-3378	全 域
上天草市大矢野在宅 介護支援センター (ランチ)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口 (総合相談支援業務) 	大矢野町登立 8531 0964-56-0119	大矢野
上天草市姫戸在宅 介護支援センター (ランチ)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口 (総合相談支援業務) 	姫戸町姫浦 3055-106 0969-58-3633	松島 (阿村/ 内野河内/ 教良木) 姫 戸
上天草市龍ヶ岳在宅 介護支援センター (ランチ)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口 (総合相談支援業務) 	龍ヶ岳町高戸 1419-19 0969-62-1124	龍ヶ岳

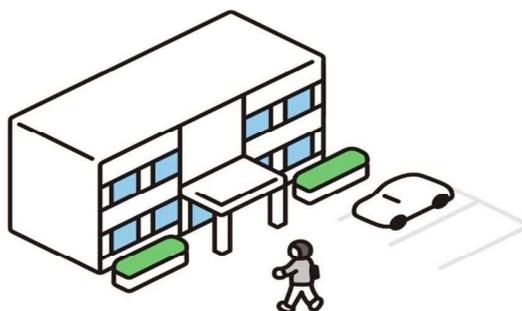
* 包括的支援事業とは・・・総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、第一号介護予防支援や在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業のこと。

* ブランチとは・・・地域包括支援センターからの委託を受け、担当地域の高齢者やその家族からの相談に応じる相談窓口のこと。

(3) 上天草市高齢者ふれあい課

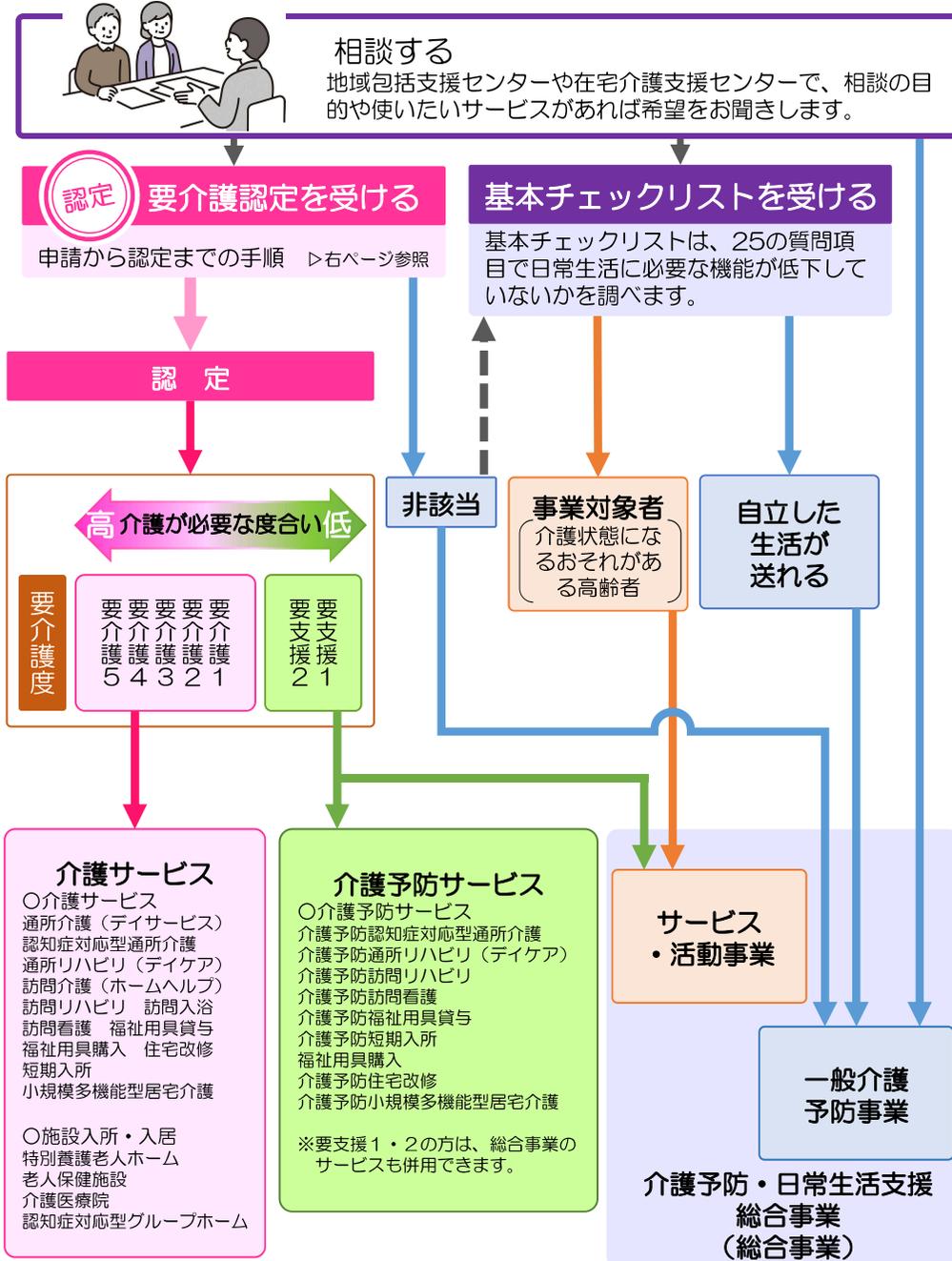
介護に関する手続きや相談を受付けています。

手続き例	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の要介護認定申請 ・介護保険証の発行 ・介護保険料の減免申請 ・高齢者福祉サービスの申請 等
問合せ先	保険給付管理係 0969-28-3360



「介護サービス 利用の流れ」

病気や体の衰えなどにより介護や支援が必要になったら、介護保険サービスの利用を検討しましょう。必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。



認定 要介護認定の手順

介護保険サービスを利用するときには「要介護認定」を受ける必要があります。

要介護認定の申請

市の窓口で、本人または家族（親族）による申請ができます。また、在宅介護支援センターや居宅介護支援事業所等に依頼して、申請の代行もできます。

【申請窓口】

- ・高齢者ふれあい課（松島庁舎）
- ・市民課（松島庁舎）
- ・大矢野窓口センター（大矢野庁舎）
- ・姫戸統括支所
- ・龍ヶ岳統括支所
- ・各出張所

【申請に必要なもの】

- ☑ 介護保険申請書
- ☑ 介護保険被保険者証
- ☑ 健康保険の保険証
- ☑ マイナンバーカード
- ☑ 本人確認書類

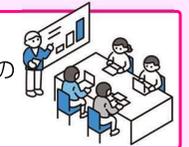
申請書は市の窓口を設置しているほか、市ホームページにも掲載しています。

詳しい申請方法などは市ホームページをご覧ください。



要介護認定（調査～判定）

申請をすると、訪問調査（市の調査員などが自宅などを訪問して心身の状態を聞き取る）が行われます。その後、主治医の意見書なども参考に公平な審査・判定が行われます。



認定

介護や支援が必要な度合いによって「要介護度」（要介護1～5、または要支援1・2）が決まります。要介護度によって利用できるサービスなどが異なります。

非該当

介護や支援が必要ないと判定された場合には、非該当となります。

介護予防・日常生活支援 総合事業（総合事業）

総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、サービス・活動事業と一般介護予防事業の2つからなります。

サービス・活動事業

対象者

- ・要支援1・2の方
- ・基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方
- ・サービス・活動事業を利用していた方で、要介護1～5となったあとも本人が利用を希望し、市が必要と判断した方

内容

- ・訪問型サービス（ホームヘルプ）
- ・通所型サービス（デイサービス）

一般介護予防事業

対象者

65歳以上のすべての方

内容

- 地域の集いかよいの場
- あっぱあっぱさろん など
- 学びの場
- いきいき高齢者教室
- 介護予防講演会 など

